

新潟市学校給食用共同購入基本物資（調理主食）納入業者登録基準

（趣旨）

第1条 新潟市の学校給食用基本物資である米飯、パン及び麺（以下「調理主食」という。）の共同購入にあたり、良質かつ安定的な物資の調達に資するため、納入業者の登録に関する基準を定める。

（登録資格要件）

第2条 登録に当たっては次の要件を満たすこと。

- （1）調理主食のすべてについて、市が指定する施設に納入できること。
- （2）新潟市内に営業施設又は製造・加工・保管する施設を有すること。
- （3）学校給食又はその他の集団給食事業所合わせて35か所以上の調理施設に対し、それぞれ年3回以上の納入実績を有すること。
- （4）保健所による衛生監視対象業者にあつては監視票の合計点数が90点以上あること。特に次の各号を重視し、減点があつた場合はその後の処置を確認する。
 - ア そ族および昆虫の繁殖場所の排除、施設内への侵入を防止する装置（駆除を含む）を講じていること。
 - イ 下痢、腹痛等の症状を呈している食品取扱者を把握し、適切な処置を講じていること
- （5）保健所による衛生監視対象でない業者にあつては、前号と同等であること。
- （6）市税、法人税、所得税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （7）調理主食は原則当日納品であり、市が別途指定する学校園に指定された時間までに納入できる体制があること。
- （8）市が指定する学校園へ安定的にかつ同一単価で納入できること。
- （9）登録申請者が販売業務のみを行い、製造・加工・配送を他の業者に委託する場合は、当該委託先業者も上記第1号、3号、4号、5号、6号及び7号を満たすこと。

附則

この基準は令和7年4月1日以降に提供する給食用物資の調達にかかる登録について適用するものとし、令和6年11月27日から施行する。